別解消に関する取組事例（自治体）を併せ持つこととされており、月に一回程度「権利擁護委員会」の業務として 差別に関する相談事案等に係る議論を行っているほか圏域内での差別に関する相談・解決に向けた検証を年１回実施し本会への報告を行っている。

（3）自立支援協議会全体会（本会）

各市町村の担当課長を始め、医療・教育・福祉・就労など各分野の代表者約50名で構成された会議であり、地域協議会の代表者会議の機能を兼ねている。全体会は年３回開催され、圏域内における障害者差別に関する相談内容・対応内容の報告と検証が実施されている。

▽上小圏域障がい者自立支援協議会　本会

構成員	上田市立長野大学教授（座長）、市町村課長・医療機関・特別支援・校長会・就労（労働局）・支援関係機関代表・当事者会市町村代表・県保健福祉事務所・基幹相談支援センターなど（計50名程度）

【図１】

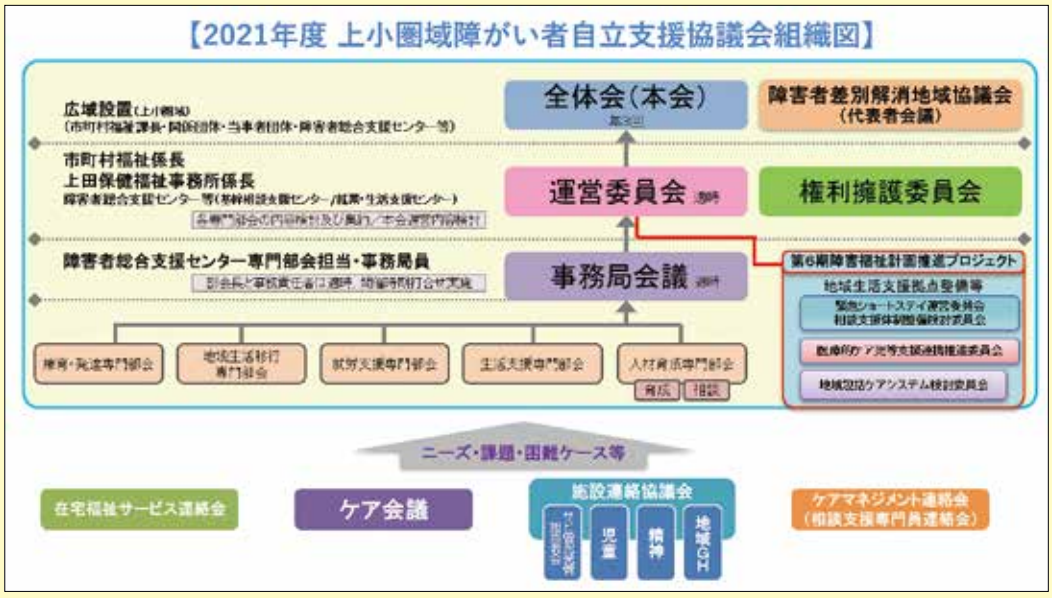

５．障害者差別解消に係る周知啓発

上小圏域においては、上記の相談体制構築に係る取組のほか、障害者理解の周知・啓発活動として、パンフレット（図２）の作成と全戸配布、コンビニや医療機関等への周知活動展開を行っている。

▽上小圏域パンフレット　〈抜粋〉

【図２】